

# 治癒証明書

(インフルエンザ以外の感染症のとき)

昭和第一学園高等学校

科 年 組

生徒氏名

生年月日 年 月 日生

## 学校感染症(第2種)

百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹  
水痘 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎

その他(第3種) [ ]

上記疾患が軽快し、かつ学校保健安全法の基準により感染症の  
予防上支障がないと認めたので登校を許可します。

初診日 月 日

登校停止期間 初診日より 月 日 まで 日間

平成 年 月 日

医療機関所在地及び名称

印

	感染症	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱 ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは、5日間の適正な抗菌性物質製剤による 治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	発疹に伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、 かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化(かさぶたになる)するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により校医等において感染の恐れがないと認めるまで	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症	病状により校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

※医療機関の方へお願い:お手数ですが、上記の証明書にご記入捺印をお願いいたします。  
※保護者の方へお願い:インフルエンザに関しては、別紙「インフルエンザによる欠席届」をご提出ください。